

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成30年第5回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番 河野委員、12番 大塚委員を指名しますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、さっそく議案第25号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号13番 土地の所在は、国見町竹田津字■■■■番地■■、地目が田、面積は1,882㎡です。渡人は、国見町竹田津の■■■■さん(■■歳)、受人は、国見町竹田津の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は高齢により管理が出来ないためと、受人は、以前から借りて耕作していた当該地を譲り受け、引き続き耕作するとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号14番 土地の所在は、安岐町大添字■■■■番地■■、地目が田、面積は620㎡です。渡人は、安岐町大添の■■■■さん(■■歳)、受人は、杵築市大字■■■■の■■■■さん(■■歳)です。申請事由は、渡人は、自営業が忙しく管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。■■■■さんについては、杵築市在住のため、杵築市農業委員会発行の耕作証明書を添付しています。</p> <p>次に、申請番号15番 土地の所在は、安岐町大添字■■■■番地■■、地目が畑、面積が4,678㎡と、同所■■■■番</p>

地■■■、地目が畑、面積が4,349㎡の2筆です。渡人は、安岐町大添の■■■さん(■■■歳)、受人は、同じく安岐町大添の■■■さん(■■■歳)です。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

次に、申請番号16番 5筆あります。土地の所在は、国東町大恩寺字■■■番地■■■、地目が畑、面積が951㎡と、同じく大恩寺字■■■番地■■■、地目が田、面積が52㎡、同じく大恩寺字■■■番地■■■、地目が田、面積が1,063㎡、同所■■■番地■■■、地目が田、面積が450㎡、同所■■■番地■■■、地目が田、面積が1,068㎡です。渡人は、千葉県木更津市の■■■さん(■■■歳)、受人は、国東町富来の■■■さん(■■■歳)です。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。

議長

それでは、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、申請番号13番から16番について事務局から説明がありました。ご質問やご意見はございませんか。

佐藤委員

申請番号14番についてです。■■■さんは、大添で何を耕作するのか。また、1町3反の経営面積を持っているが経営内容と、大添でどのくらいの面積を持っているのか、分かれば教えてください。1枚の田んぼを耕作に来るのが不思議です。

事務局

経営内容は、米・にんにく・お茶となっています。米が5反5畝、にんにくが1反、お茶が9反となっています。外に安岐町では土地を所有していません。大添では、米を栽培するようです。

議長

杵築市農業委員会の耕作証明書が出ている以上、ご理解いただきたいと思えます。

他に何かご意見、ご質疑はありませんか。

ご質疑が無ければ、申請番号13号から16号を一括して採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。

次に、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局

議案第26号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。

その前に、申請番号6番と8番については太陽光発電の関係で、昨年FIT法が改正され、固定買取の場合は、経済産業省の認可が必要になりました。認可の手続きが非常に時間がかかっているということで、転用許可申請時には、事業計画認可を申請したことがわかる書類、または、事業の実施の見込みがわかる書類があれば転用許可申請が出来るとなっています。しかし、本日事業主の方から連絡がありまして、経済産業省から、認可が下りていないので、次回の総会に回してほしいとのことでした。よって、申請番号6番と8番は、今回の分から削除し、次回の方へ回したいと思えます。

申請番号7番 土地の所在は、安岐町瀬戸田字■■■■番地■■、地目が田、面積は103㎡です。渡人は、安岐町瀬戸田の■■■■さん(■■歳)です。また、同じく同所■■■■番地■■、地目が田で、面積は685㎡、同所■■■■番地■■、地目は田で、面積は497㎡の2筆です。渡人は、安岐町瀬戸田の■■■■さん(■■歳)です。受人は、安岐町瀬戸田の■■■■さん(■■歳)です。転用の目的は、駐車場と資材置場となっています。申請事由につきましては、■■■さんは土木業を営んでおり、現在の駐車場及び資材置場が手狭なうえに遠隔地にあるため、当該農地を利用するとなっています。申請地は、北を県道に、南と西を宅地に東を農地に囲まれ、農業公共投資の対となっておらず、農地の連担性も10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

議長

農地法第5条の規定による農地転用許可申請は、申請番号7番のみです。説明がありましたが、6番と8番は認可が下り次第提案されます。ご質疑はございませんか。

ご質疑が無ければ、申請番号7番、の採決に入ります。承認される方の挙手を求めます。

	<p>(全員挙手)</p> <p>議案第26号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第27号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p> <p>議案第27号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が62筆で75,720㎡、内訳として、田が61筆で74,606㎡、畑が1筆で1,114㎡となっています。</p> <p>新規設定は、総数が59筆で73,921㎡、更新設定は、総数が3筆で1,799㎡となっています。詳細につきましては、資料の4ページから7ページをご確認ください。</p>
事務局	<p>議案第27号 農用地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第27号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全会一致で議案第27号 農用地利用集積計画については、承認されました。</p> <p>次に、議案第28号 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について、事務局より説明願います。</p>
議長	<p>それでは、議案第28号 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について、ご説明申し上げます。</p> <p>配分計画総数が、全て田で38筆、46,942㎡となっています。詳細については、資料の8ページから、10ページをご確認ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案第28号 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について、ご質問等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、議案第28号 農用地利用配分計画（農地中間管理事業分）について、提案どおり承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第28号は、全員一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第29号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第29号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号22番 土地の所在は、国見町大熊毛字 [ ]番地、地目が畑、面積は1,005㎡です。申請人は国見町大熊毛の [ ]さん（ [ ]歳）です。申請事由については、20年以上耕作を放棄していたため自然荒廃が進み、農地としての復旧が困難になったためとなっています。</p> <p>申請番号23番 土地の所在は、国東町北江字 [ ]番地、地目は畑で、面積が598㎡です。申請人は、安岐町塩屋の [ ]さん（ [ ]歳）です。申請事由については、現在は自然荒廃により雑木が乱立した状態であり、今後についても高齢により耕作予定がないためとなっています。</p> <p>申請番号24番 土地の所在は、国見町岐部字 [ ]番地、地目が畑、面積が1,243㎡、同じく同所 [ ]番地、地目が畑、面積が675㎡の2筆です。申請人は、神奈川県厚木市の [ ]さんです。申請事由については、平成10年4月頃から周囲の土地も荒れ、当該農地も自然荒廃が進んでおり、今後も農地として利用する予定がないためとなっています。</p> <p>申請番号25番 土地の所在は、武蔵町内田字 [ ]番地、地目が田で、面積は598㎡です。申請人は、武蔵町糸原の [ ]さん（ [ ]歳）です。申請事由については、20年ほど前に当該農地を耕作していた父が体調を崩したため耕作放棄となり、</p>

現在は山林の状態となっているためとなっています。

現地を確認したところ、クヌギが整然と並んでいたため、植林をしたものと判断し、始末書を提出してもらい、添付しています。

申請番号26番については、非農地証明書を既に平成28年に発行した案件であり、取り下げとします。

議長

議案第29号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご質問ご意見はありませんか。

それでは、申請番号22号から25号まで、提案通り承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議案29号は、全員一致で承認されました。

次に、議案第30号 空き家に付随した農地の指定について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第30号 空き家に付随した農地の指定について、ご説明いたします。

総会でもご審議いただいた、空き家バンクに登録された物件で、農地が1a以上ある場合、5反要件を満たさなくても農地の取得を認めるということで、今回は最初の申請です。

申請番号1番 土地の所在は、武蔵町糸原字■■■■番地、地目が田で、面積が1,151㎡、同じく同所■■■■番地、地目が田で、面積は1,153㎡、同じく武蔵町糸原字■■■■番地、地目が田で、面積は109㎡、同所■■■■番地、地目が畑で、面積が714㎡の4筆です。申請人が、兵庫県加西市の■■■■さんです。国東市空き家バンク 物件番号が■■■■番です。資料をご確認ください。

議長

空き家バンクを取得すれば、農地も取得できるということです。

ご質疑等無ければ、議案第30号 空き家に付随した農地の指定について採決を取りたいと思います。承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

